


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学			
件名	平成30年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱 について	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則 (昭和42年規則第6号)				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>平成30年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>「年度」を改めるものである。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>2. 影響及び効果</p> <p>本要綱を制定することにより、適切な事務処理ができる。</p>						
<p>3. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>昭和40年度より社会教育関係団体に対して補助金を交付している。</p> <p>平成29年度時点</p> <p>7団体 東大和市体育協会、東大和市文化協会、ボーイスカウト東大和育成会 東大和市公立小中学校PTA 聯合協議会、東大和文庫連絡会 東大和市合唱連盟、東大和市音楽連盟</p>						
<p>4. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>5. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。</p>						
<p>6. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。